

広島県環境影響評価に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第十九号

### 広島県環境影響評価に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(広島県環境影響評価に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 広島県環境影響評価に関する条例施行規則(平成十一年広島県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表二の項イ中「第二条第一項第八号の電気事業者(以下「電気事業者」という。)又は同項第九号の卸供給を行う事業を営み、若しくは営もうとする者(以下「卸供給事業者」という。)」を「第二条第一項第十五号の発電事業者(以下「発電事業者」という。)」に改め、同項ロ及びハ並びに同表五の項イ及びロ中「電気事業者又は卸供給事業者」を「発電事業者」に改める。

(広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成十五年広島県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

(広島県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第三条 広島県自然環境保全条例施行規則(昭和四十八年広島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一号ハ(7)中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。